

○文部科学省告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十六条の規定に基づき、構造改革特別区域法の実施に関し必要な告示の適用の特例を定める告示を次のように定める。

平成十五年八月二十九日

文部科学大臣 遠山 敦子

構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省告示の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十五年文部科学省告示第四十六号（高等専門学校）の教員資格の認定の申請について定める件）	
第一号様式	第一項
又は学校法人	又は学校法人の理事長
、学校法人の理事長名又は学校設置会社	、学校法人の理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の代表取締役若しくは代表執行役

	の理事長名	の代表取締役名若しくは代表執行役名	
		又は学校法人の理事長名	、学校法人の理事長名又は学校設置会社 の代表取締役名若しくは代表執行役名
	第一号様式の注	、学校法人の理事長名	、学校法人の理事長名又は学校設置会社 の代表取締役名若しくは代表執行役名
大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数（平成十五年文部科学省告示第五十四号）	様式第二号の注9の①及び様式第九号の注9の①	学校法人	学校法人、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）

附 則

第一条 この告示は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 平成十五年度に限り、構造改革特別区域法第十二条第一項に規定する学校設置会社に関する大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数（平成十五年文部科学省告示第五十四号）の適用については、同告示の表大学の設置の欄中「4月30日」とあるのは「10月31日」及び「7月31日」とあるのは「12月10日」とする。